

岩手県監査委員告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年8月9日

岩手県監査委員 岩 淵 誠  
 岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
 岩手県監査委員 五 味 克 仁  
 岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
政策企画部広聴広報課	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
復興防災部復興くらし再建課	〃	〃
文化スポーツ部文化振興課	〃	〃
環境生活部環境保全課	〃	〃
環境生活部資源循環推進課	〃	〃
商工労働観光部産業経済交流課	〃	〃
農林水産部団体指導課	〃	〃
農林水産部農業振興課	〃	〃
農林水産部農業普及技術課	〃	〃
農林水産部農村計画課	〃	〃
農林水産部農村建設課	〃	〃
農林水産部農産園芸課	〃	〃
農林水産部県産米戦略室	〃	〃
農林水産部全国植樹祭推進室	〃	〃
県土整備部建設技術振興課	〃	〃
県土整備部都市計画課	〃	〃
県土整備部建築住宅課	〃	〃
県南広域振興局経営企画部	〃	〃
県南広域振興局農政部	〃	〃
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	〃	〃
県南広域振興局農政部北上農村整備センター	〃	〃
県南広域振興局土木部花巻土木センター	〃	〃

県南広域振興局土木部北上土木センター	〃	〃
県南広域振興局土木部遠野土木センター	〃	〃
県南広域振興局土木部千厩土木センター	〃	〃
沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	〃	〃
沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター	〃	〃
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター	〃	〃
県北広域振興局保健福祉環境部	〃	〃
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	〃	〃
県北広域振興局農政部	〃	〃
県北広域振興局水産部	〃	〃
岩手県久慈保健所	〃	〃
岩手県二戸保健所	〃	〃
奥州農業改良普及センター	〃	〃
大船渡農業改良普及センター	〃	〃
久慈農業改良普及センター	〃	〃
岩手県教育委員会事務局教職員課	〃	〃
岩手県教育委員会事務局学校教育室	〃	〃
岩手県人事委員会事務局	〃	〃
岩手県監査委員事務局	〃	〃
岩手県労働委員会事務局	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

- (1) 環境生活部資源循環推進課 公売代金の振替に当たり、二重に調定をしているものが1件、44,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 県南広域振興局農政部 私用車公用使用届出簿の提出を受けずに、旅行命令を行っていたものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。